

# 第 1 1 回 農業委員会総会議事録

令和 6 年 5 月 3 1 日開会

中標津町農業委員会

令和6年5月31日、第11回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1 番 小 沼 大  
2 番 西 塚 知 也  
5 番 山 下 幸 枝  
6 番 助 口 明  
7 番 遠 藤 昭 男  
8 番 船 越 信 雄  
10 番 横 田 千 秋  
11 番 長谷川 孝 二  
12 番 田 中 洋 希  
13 番 竹 村 聡  
14 番 瀧 本 和 男  
15 番 後藤田 宏 幸  
16 番 中 村 正 生  
17 番 笠 原 康 博  
18 番 本 田 信 幸

本日欠席した委員

3 番 纓 坂 直 俊  
4 番 福 嶋 寿 顕  
9 番 二 瓶 裕 貴

附議した案件

- (イ) 議案第 50 号 現況証明願いについて
- (ロ) 議案第 51 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第 52 号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ニ) 議案第 53 号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ホ) 議案第 54 号 賃借料情報の提供について
- (ヘ) 議案第 55 号 令和5年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標達成状況の点検・評価について
- (ト) 報告第 11 号 農地法第4条許可書の交付について
- (チ) 報告第 12 号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (リ) 報告第 13 号 農地委員会開催報告について

本日出席した職員

事務局長	杉山 隆
庶務係長	葛西 利光
農地係長	吉田 佳弘
係	齋藤 光代

(開会 10時30分)

議長 定刻になりました。  
ただいまの出席委員は15名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。  
ただ今から、第11回中標津町農業委員会総会を開会致します。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。  
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。  
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。  
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。  
10番、横田 千秋 委員。  
11番、長谷川 孝二 委員。  
以上、2名を指名致します。  
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 4月24日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと存じます。はじめに、4月24日役場202号会議室におきまして、中標津町農業者年金協議会代議員総会を開催し、令和5年度の事業実績と収支決算及び監査報告を行い、令和6年度の事業計画案と収支予算案が審議され承認されました。つぎに、4月25日北海道農業会議第1回常設審議委員会が札幌市にて開催され会長が出席されております。つぎに、4月30日、中標津町・中標津町農協・計根別農協・中標津町農業委員会で組織する中標津町農業後継者対策協議会総会を役場201会議室で開催し、令和5年度事業実績と収支決算及び監査報告を行い、令和6年度事業計画案と収支予算案が審議され承認されました。つぎに、5月24日、北海道農業会議第1回理事会及び、北海道農業会議第2回常設審議委員会が札幌市にて開催され、それぞれ会長が出席されております。つぎに、5月28日、北海道農業会議主催によります「北海道選出国會議員要請集会」が東京都千代田区、星稜会館で開催され、全道から農業委員会関係者198名が参加し、「令和7年度農業政策と予算に関する要望」を、出席した国會議員及び議員秘書に対し与野党別に行ってまいりました。また、翌日5月29日、全国農業会議所主催によります「令和6年度全国農業委員会会長大会」が、文京区の文京シビックホールを会場で開催され、全国から関係者約1800人が結集し、農業・農村の課題を幅広く汲み上げた政策提案、地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動を推進するための申し合わせ決議など、4つの議案が承認されました。大会終了後には、衆議院第一議員会館へ移動し、鈴木貴子衆議院議員との意見交換

会、その後、伊東良孝衆議院議員との意見交換会において、令和7年度農業施策・予算に関する、根室地方農業委員会連合会の独自要望書の提出及び実行要請を行って参りました。なお、両日とも会長・事務局長が出席しております。以上で会務報告を終わります。

議 長 以上で、会務報告を終わります。  
日程3、議案第50号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)について、地区推進班から説明をお願いします。  
(挙手あり)長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第50号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。2ページをお開きください。  
(1)1、申請人の住所、氏名。  
中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。  
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積9,033㎡、利用状況、宅地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。  
4、見取図は3ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農業用施設用地であり、公簿が畑ですが、現況が宅地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和6年5月16日、第4地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。  
(全委員)「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。  
(全委員)「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程4、議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり)笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。5ページをお開きください。  
(1)1、当事者の住所、氏名、年齢。  
譲渡人、中標津町字俣〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。  
譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。  
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積53,414㎡、利用

目的、牧草畑、他6筆、計205,251㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。15,450,000円。6、資金調達の方法。スーパーL資金。7、当事者の経営状況。世帯員、5人、農従者、5人、経営地、計1,035,474㎡、家畜、牛179頭。8、見取図は、6ページのとおりです。この案件につきましては、〇〇氏の所有していた農地を近隣農家に譲渡するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり)長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第51号(2)について説明致します。7ページをお開きください。

(2)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、牧場、現況、採草放牧地、面積6,821㎡、利用目的、牧草畑、他1筆、計8,974㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地の相続に伴い経営の主体である夫に使用貸借をするもの。借主、使用貸借を受け農業経営を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。使用貸借権の設定。5、期間。令和6年6月1日から令和15年12月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、経営地、計857,663㎡、家畜、牛102頭。7、見取図については、8ページのとおりとなっております。この案件につきましては、貸主が相続した農地を経営主体である夫に使用貸借するものであります。別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程5、議案第52号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中委員。

田中委員 上程になりました議案第52号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1) について、説明いたします。10ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積45,696㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、賃貸借していた農地を借主へ譲渡するもの。譲受人、譲渡を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。2,069,000円。6、資金調達方法。自己資金。7、当事者の経営状況。構成員、4人、農従者4人、経営地、計2,306,643.10㎡、家畜、牛頭673頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は11ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、借主に譲渡するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。  
日程6、報告第11号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。  
内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第11号「農地法第4条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。  
先に開催した総会において承認されました、農地法第4条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。24

ページをお開きください。

許可日。令和6年3月25日付。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積4,294㎡内313㎡。3、許可期間。令和6年4月26日から令和7年4月25日となっております。以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。日程7、報告第12号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

(1) について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 報告第12号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」

(1) について説明いたします。26ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名

中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、許可年月日、許可番号。令和5年4月25日付、中農委5第令5-1号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇番〇。4、転用目的。砂採取。5、事業計画の期間。令和5年4月25日から令和6年4月24日まで。6、事業完了年月日。令和6年4月24日。7、完了検査につきましては、令和6年5月16日に第1地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で事業完了届についての報告を終わります。日程8、議案第53号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第53号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。13ページをお開きください。令和5年度分といたしまして、(有)〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇(株)、以上2件の提出がありました。令和6年4月19日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました。  
日程9、報告第13号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。  
内容を委員長から報告願います。  
(挙手あり) 後藤田委員長

後藤田委員長 報告第13号「農地委員会開催報告について」、令和6年5月13日、201号会議室において農地委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

1、令和5年分中標津町賃借料情報の提供について。審議内容。農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、賃借等の動向その他の農地に関する情報収集、整理、分析及び提供を行うと農地法第52条で定められていることから、令和5年分の賃借料情報について協議した結果、次のとおり結論を得ております。

協議結果。令和5年分の賃借料情報については、「農地法の運用について」の中で「農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供すること。」とされていることから、農地保有合理化事業や町有地の貸付け等の特殊な案件を除いた賃借料を提供するとの結論としたところ です。

2、令和5年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について。このことについて、次のとおり結論を得ております。事務局が作成した原案の内容確認と協議の結果、内容に問題がないことから総会提案について承認するとの結論となったところであります。以上、農地委員会の開催報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で農地委員会の報告を終わります。  
日程10、議案第54号「賃借料情報の提供について」を上程致します。  
提案内容を事務局から説明願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第54号「賃借料情報の提供について」事務局よりご説明致します。  
15ページをご覧ください。標準小作料制度が廃止されたことから、農地法第52条に基づく地域における賃借料の目安になるものを農業委員会が提供することになっております。中標津町賃借料情報。令和5年1月から令和5年12月までに締結または公告された農地法及び農業経営基盤強化促進法による賃貸借における10a

当りの賃借料水準は、以下のとおりとなっております。なお、この賃借料情報は、農業委員会のホームページに掲載し公表するものであります。以上、説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり提供することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程11、議案第55号「令和5年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標達成状況の点検・評価について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました議案第55号「令和5年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標達成状況の点検・評価について」ご説明致します。17ページをご覧ください。農業委員会は「農業委員会等に関する法律」第6条及び第37条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされていおります。先ほど報告第13号で承認されました令和5年度の最適化活動の点検、評価を踏まえ「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」を取りまとめたところであります。なお、この点検・評価につきましては、根室振興局を經由して、農林水産省経営局へ報告し、合わせて、農業委員会のホームページに掲載し、公表することとなっております。以上、説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、承認されました。  
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。  
これをもちまして、第11回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 10時53分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年6月6日

会長 \_\_\_\_\_

10番 \_\_\_\_\_

11番 \_\_\_\_\_